第1回 川西市特別職報酬等審議会

1	川西市特別職報酬等審議会の状況 (1)川西市特別職報酬等審議会 (2)川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況—————	頁 —1 —2
2	市長・副市長・教育長の給料等の状況 (1)阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧」 (2)阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧」 (3)阪神7市「市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)」 (4)一般職の給与改定状況(令和3年度以降) (5)一般職の給与改定状況(令和3年度以降、部長級ベース) (6)川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算) (7)川西市特別職報酬等の改定状況(改定試算、部長級ベース) (8)県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧」 (9)川西市における退職手当について(補足説明) (10)民間企業における役員報酬(給与)調査	— 5 — 7 — 8 — 9 — 10 — 11
3	議員報酬等の状況 (1)阪神7市「議長・副議長・議員報酬一覧」(2)阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧」(3)阪神7市「議長・副議長・議員報酬月額の改定状況(直近3回)」(4)県内29市「議長・副議長・議員報酬等一覧」	<u> </u>
4	特別職報酬等の状況(議員の報酬額を100とした指数を表記) (1)阪神7市「特別職報酬等の状況」 ————————————————————————————————————	— 21 — 22
5	行政委員会の状況 (1)川西市行政委員会報酬額改定状況 (2)阪神7市「行政委員会報酬一覧」 (2)	— 23 — 24

川西市特別職報酬等審議会

○議会の議員の議員報酬並びに市長等の給与の額については、以下の通知に基づき、 川西市特別職報酬等審議会を開催し、諮問しています。

特別職の報酬等について(昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知)(抄)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、<u>地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要</u>領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

<u>なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、</u> また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとすること。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようと するときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならない ものとすること。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちか任命するものとすること。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員 を任命することは避けること。

別紙条例準則(略)

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況

区分	昭	和63年度		平	成4年度		平	成26年度		平	成29年度		ŕ	和3年度	
区方	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	982,000 円	0.0 %	
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	796,000 円	0.0 %	
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	695,000 円	0.0 %	
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	701,000 円	0.0 %	
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	629,000 円	0.0 %	
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	570,000 円	0.0 %	
一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなった改定の考え方ため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			ととなった 職の職員	一般職の給与改定、普通昇給により1 8.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定(平成4年~平成2 -			: 一般職の給与改定(平成26年〜平 成28年)をもとに△3. 7%の改定。			市の財政状況、コロナ禍の経済状 況などに照らし、最終的に据え置い た。		

[※] 教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

阪神7市「市長・副市長・教育長給料一覧(本則)」

(R7.4.1現在)

No.	団体名	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位	人口	順位
1	川西市	982,000円	6	796,000円	6	695,000円	6	148,511人	5
2	尼崎市	1,177,000円	2	942,000円	2	805,000円	2	453,646人	2
3	西宮市	1,206,000円	1	974,000円	1	827,000円	1	481,161人	1
4	芦屋市	1,120,000円	3	934,000円	3	773,000円	3	91,972人	7
5	伊丹市	1,036,000円	5	857,000円	5	725,000円	5	194,603人	4
6	宝塚市	1,097,100円	4	892,600円	4	759,600円	4	220,065人	3
7	三田市	982,000円	6	795,000円	7	687,000円	7	104,191人	6
6市平	均額(川西市除き)	1,103,017円		899,100円		762,767円			

[※]人口は、兵庫県企画部統計課発表の「兵庫県推計人口(令和7年4月1日現在)」を使用(以下同じ)

阪神7市「市長・副市長・教育長年収一覧(本則、退職手当追記)」

(令和7年4月1日現在)

Г		給料月額			地域手当			期末手当				退職手	当(市長、副市	長は任期4年 孝	教育長は	任期3年)		年収(給料+:	地域引	手当+期末手当+		N/年4月1日は 手当〈1年当た	
	Ī		支給額(月額)		+45		支給額(年額)		支給	役職	管理職		支給額(任期毎))	支約	合率(任期	毎)			支給額(順位)			
		市長	副市長	教育長	支給率	市長	副市長	教育長	支給 月数	加算	加算	市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長		副市長		教育長	
1	川西市	982,000円	796,000円	695,000円	9%	5,908,498円	4,789,373円	4,181,676円	4.6月	20%	なし	18,854,400円	9,169,920円	4,503,600円	19.2	11.52	6.48	23,466,658円	6	17,493,533円	6	14,773,476円	5
2	尼崎市	1,177,000円	942,000円	805,000円	なし	5,887,943円	4,712,355円	4,027,013円	3.45月	45%	なし	22,598,400円	12,208,320円	6,085,800円	19.2	12.96	7.56	25,661,543円	2	19,068,435円	3	15,715,613円	2
3	西宮市	1,206,000円	974,000円	827,000円	なし	6,657,120円	5,376,480円	4,565,040円	4.6月	20%	なし	24,891,840円	13,090,560円	6,549,840円	20.64	13.44	7.92	27,352,080円	1	20,337,120円	1	16,672,320円	1
4	芦屋市	1,120,000円	934,000円	773,000円	なし	6,182,400円	5,155,680円	4,266,960円	4.6月	20%	なし	23,116,800円	11,656,320円	5,009,040円	20.64	12.48	6.48	25,401,600円	3	19,277,760円	2	15,212,640円	3
5	伊丹市	1,036,000円	857,000円	725,000円	9%	5,649,308円	4,673,221円	3,953,425円	3.5月	20%	25%	19,891,200円	9,872,640円	4,698,000円	19.2	11.52	6.48	24,172,988円	4	18,350,941円	4	15,002,425円	4
6	宝塚市	1,097,100円	892,600円	759,600円	なし	5,488,243円	4,465,232円	3,799,899円	3.45月	20%	25%	21,064,320円	10,282,752円	4,922,208円	19.2	11.52	6.48	23,919,523円	5	17,747,120円	5	14,555,835円	6
7	三田市	982,000円	785,000円	687,000円	なし	5,420,640円	4,333,200円	3,792,240円	4.6月	20%	なし	18,854,400円	9,043,200円	4,451,760円	19.2	11.52	6.48	21,918,240円	7	16,014,000円	7	13,520,160円	7

<期末手当算定方法>

|{(給料月額+地域手当)+(給料月額+地域手当)×役職加算+(給料月額×管理職加算)}×支給月数

川西市の場合 [(982,000円+88,380円)+(982,000円+88,380円)×0.2+(982,000×0)]×4.6

役職加算 管理職加算 役職段階等に応じて定められた加算割合 管理・監督の地位に応じて定められた加算割合

<退職手当算定方法> 給料月額×支給率(任期毎)

【1年当たりの退職手当算定方法】 市長、副市長の場合 : 給料月額×支給率(任期毎)÷4 教育長の場合 : 給料月額×支給率(任期毎)÷3

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

		適用	年月日	H27.4.1	H30.4.1	改定率	R4.4.1	改定率		R7.4.1現在
ᄪ	条例	市長		1,020,000円	982,000円	-3.7%	982,000円	0.0%		982,000円
西市	本則額	副市長	給料月額	827,000円	796,000円	-3.7%	796,000円	0.0%		796,000円
.,,•	ид.	教育長		722,000円	695,000円	-3.7%	695,000円	0.0%		695,000円
									•	
	_	適用	1年月日	H1.11.1	H3.11.1	改定率	H20.4.1	改定率		R7.4.1現在
尼崎	条 例 本	市長		1,148,000円	1,234,000円	7.5%	1,177,000円	-4.6%		1,177,000円
市	料調額	副市長	給料月額	927,000円	997,000円	7.6%	942,000円	-5.5%		942,000円
	台	教育長		805,000円	844,000円	4.8%	805,000円	-4.6%		805,000円
									•	
_	_	適用	1年月日	H4.4.1	H6.7.1	改定率	H21.8.1	改定率		R7.4.1現在
西宮	条 例 本	市長		1,226,000円	1,261,000円	2.9%	1,206,000円	-4.4%		1,206,000円
市	料則額	副市長	給料月額	995,000円	1,022,000円	2.7%	974,000円	-4.7%		974,000円
,,,	нд	教育長		827,000円	862,000円	4.2%	827,000円	-4.1%		827,000円
		適用	年月日	H19.4.1	H27.6.11	改定率	R7.4.1	改定率		R7.4.1現在
芦	例	市長	836,000円	1,061,000円	26.9%	1,120,000円	5.6%		1,120,000円	
│ _┏ │		巾坛		030,000	1,001,0001]					
屋市	例 本 則 額	即 長 副市長	給料月額	724,000円	885,000円	22.2%	934,000円	5.5%		934,000円

市長・副市長・教育長給料月額の改定状況(直近3回)

	4	適用	年月日	H6.10.1	H19.4.1	改定率	H27.4.1	改定率
伊	条 例 本	市長		1,121,000円	1,063,000円	-5.2%	1,036,000円	-2.5%
市	料 期額	副市長	給料月額	927,000円	879,000円	-5.2%	857,000円	-2.5%
		教育長		785,000円	744,000円	-5.2%	725,000円	-2.6%

R7.4.1現在
1,036,000円
857,000円
725,000円

	_	適用	1年月日	H24.4.1	H27.4.1	改定率	R6.4.1	改定率
宝	 条 例 本	市長		988,000円	978,000円	-1.0%	1,097,100円	12.2%
	本 則 額	副市長	給料月額	804,000円	795,800円	-1.0%	892,600円	12.2%
		教育長		689,000円	682,000円	-1.0%	759,600円	11.4%

R7.4.1現在
1,097,100円
892,600円
759,600円

	_	適	用年月日	H24.10.1	H27.4.1	改定率	R6.4.1	改定率
≡ ⊞	条 例 本	市長		945,000円	982,000円	3.9%	982,000円	0.0%
市	本 則 額	副市長	給料月額	756,000円	785,000円	3.8%	785,000円	0.0%
		教育長		661,000円	687,000円	3.9%	687,000円	0.0%

R7.4.1現在
982,000円
785,000円
687,000円

一般職給与改定状況(前回の答申で反映済みの令和3年度を100,000円とした場合)

【一般職全体】

年度	人事院勧告率 (%)	川西市改定率 (%)	R3起点増減率 (対:川西市改定率)	R3起点金額 (対:川西市改定率)
令和3年度	_	_	Ι	100,000円
令和4年度	0.23	0.56	1.0056	100,560円
令和5年度	0.96	1.05	1.0162	101,616円
令和6年度	2.76	2.74	1.0440	104,400円
			令和3年度比 (対:川西市改定率)	104.4%

一般職給与改定状況(前回の答申で反映済みの令和3年度を100,000円とした場合)

【一般職全体】

1 /3×190 1112				
年度	人事院勧告率 (%)	川西市 部長級改定率 (%)	R3起点増減率 (対:川西市改定率)	R3起点金額 (対:川西市改定率)
令和3年度	-	1	I	100,000円
令和4年度	0.23	0.15	1.0015	100,150円
令和5年度	0.96	0.22	1.0037	100,370円
令和6年度	2.76	0.92	1.0129	101,294円
			令和3年度比 (対:川西市改定率)	101.3%

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況(一般職全体ベース)

区分	昭	和63年度		Ŧ	成4年度		平	成26年度		Ŧ	成29年度		-	令和3年度		令和7	7年度(試算	<u>.</u>)
区方	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	982,000 円	0.0 %		1,025,000 円	4.4 %	R8.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	796,000 円	0.0 %		831,000 円	4.4 %	R8.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	695,000 円	0.0 %		726,000 円	4.5 %	R8.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	701,000 円	0.0 %		732,000 円	4.4 %	R8.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	629,000 円	0.0 %		657,000 円	4.5 %	R8.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	570,000 円	0.0 %		595,000 円	4.4 %	R8.4.1
改定の考え方	一般職の給与 り9.2%の上 ため、収入役 の給与との間 その是正をも	昇をみること と一部一般 に逆転現象	ととなった 職の職員 が生じた。	一般職の給与記 18.5%の上身 め、収入役と一 与との間に逆動 是正をもとに改	₹をみること。 :部一般職の :玩象が生じ	となったた)職員の給	一般職の給与さ 25年)をもとに			一般職の給与 成28年)をも	i改定(平成 とに∆3. 79	26年~平 %の改定。	市の財政状況 況などに照ら た。	で、コロナ禍の し、最終的に	の経済状 :据え置い	一般職全体の約 令和6年)をもと		

[※] 教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

川西市特別職報酬等審議会の開催状況及び改定状況(部長級ベース)

区分	昭	和63年度		Ŧ	成4年度		平	成26年度		Ŧ	成29年度		4	令和3年度		令和7	生度(試算)
区方	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1	1,020,000 円	-1.9 %	H27.4.1	982,000 円	-3.7 %	H30.4.1	982,000 円	0.0 %		995,000 円	1.3 %	R8.4.1
副市長	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1	827,000 円	-1.9 %	H27.4.1	796,000 円	-3.7 %	H30.4.1	796,000 円	0.0 %		806,000 円	1.3 %	R8.4.1
教育長	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1	722,000 円	-1.9 %	H27.4.1	695,000 円	-3.7 %	H30.4.1	695,000 円	0.0 %		704,000 円	1.3 %	R8.4.1
議長	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1	728,000 円	-1.9 %	H27.4.1	701,000 円	-3.7 %	H30.4.1	701,000 円	0.0 %		710,000 円	1.3 %	R8.4.1
副議長	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1	653,000 円	-2.0 %	H27.4.1	629,000 円	-3.7 %	H30.4.1	629,000 円	0.0 %		637,000 円	1.3 %	R8.4.1
議員	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1	592,000 円	-1.8 %	H27.4.1	570,000 円	-3.7 %	H30.4.1	570,000 円	0.0 %		577,000 円	1.2 %	R8.4.1
改定の考え方	一般職の給与 り9.2%の上 ため、収入役 の給与との間 その是正をも	昇をみること と一部一般軍 に逆転現象	ことなった 哉の職員 が生じた。	一般職の給与さ 18.5%の上身 め、収入役と一 与との間に逆動 是正をもとに改	早をみること。 部一般職の 5現象が生じ	となったた)職員の給	一般職の給与i 25年)をもとに			一般職の給与 成28年)をも	i改定(平成 とに∆3. 7º	20年~平	市の財政状況 況などに照ら た。	₹、コロナ禍(し、最終的に	の経済状 に据え置い	一般職のうち部 3年~令和6年) 定。		

[※] 教育長については、H29特別職報酬等審議会より、新たに諮問対象としており、これまでの改定については他の特別職に準じて改定している。

県内29市「市長・副市長・教育長給料一覧(本則)」

(R7.4.1現在)

No.	団体名	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位	(R7.4.1 人口	順位
1	川西市	982,000円	11	796,000円	13	695,000円	12	148,511人	9
2	神戸市	1,410,000円	1	1,110,000円	1	830,000円	1	1,486,033人	1
3	姫路市	1,180,000円	3	960,000円	3	810,000円	3	516,989人	2
4	尼崎市	1,177,000円	4	942,000円	4	805,000円	4	453,646人	4
5	明石市	1,084,000円	8	895,000円	7	733,000円	8	306,364人	5
6	西宮市	1,206,000円	2	974,000円	2	827,000円	2	481,161人	3
7	洲本市	920,000円	18	740,000円	20	650,000円	18	39,005人	23
8	芦屋市	1,120,000円	5	934,000円	5	773,000円	6	91,972人	11
9	伊丹市	1,036,000円	9	857,000円	9	725,000円	9	194,603人	8
10	相生市	897,000円	19	744,000円	18	646,000円	19	26,354人	28
11	豊岡市	885,000円	22	695,000円	24	615,000円	25	72,083人	13
12	加古川市	1,098,000円	6	907,000円	6	782,000円	5	254,103人	6
13	赤穂市	894,000円	20	742,000円	19	644,000円	20	42,913人	18
14	西脇市	921,000円	17	750,000円	16	665,000円	16	36,121人	25
15	宝塚市	1,097,100円	7	892,600円	8	759,600円	7	220,065人	7
16	三木市	980,000円	13	830,000円	11	710,000円	10	71,362人	14
17	高砂市	1,012,000円	10	832,000円	10	702,000円	11	84,101人	12
18	小野市	980,000円	13	794,000円	14	695,000円	12	45,948人	17
19	三田市	982,000円	11	785,000円	15	687,000円	14	104,191人	10
20	加西市	893,000円	21	714,000円	21	640,000円	21	40,321人	20
21	丹波篠山市	837,000円	28	666,000円	28	612,000円	26	37,522人	24
22	養父市	783,000円	29	630,000円	29	585,000円	29	20,039人	29
23	丹波市	877,000円	24	698,000円	23	627,000円	24	57,846人	16
24	南あわじ市	850,000円	27	680,000円	27	600,000円	28	41,024人	19
25	朝来市	865,000円	25	684,000円	26	635,000円	23	26,681人	27
26	淡路市	860,000円	26	690,000円	25	610,000円	27	39,878人	21
27	宍粟市	880,000円	23	712,000円	22	638,000円	22	31,455人	26
28	加東市	940,000円	16	750,000円	16	660,000円	17	39,595人	22
29	たつの市	965,000円	15	800,000円	12	685,000円	15	70,523人	15
	8市平均額 川西市除き)	986,754円		800,271円		691,093円			
	7市平均額 市・神戸市除き)	971,078円		788,800円		685,948円			

川西市における退職手当について

1 市町村の退職手当制度について

地方公務員の退職手当は地方自治法に定めるところにより、各市町村及び退職手当組合の条例に規定することで支給できるものとされています。

その計算式は国家公務員の例に倣い、以下の式で計算されることが一般的です。

退職手当=(退職日の給料月額×支給率)+(調整額※)

※「調整額」は在職時の役職に応じて支給されるもので、特別職は対象外

また、市町村の退職手当制度については、大きく分けて二つのパターンがあります。

- ①市町村が独自の退職手当条例を制定し、支給
- ②各都道府県の退職手当組合に加入し、退職手当組合にて条例を制定し、支給

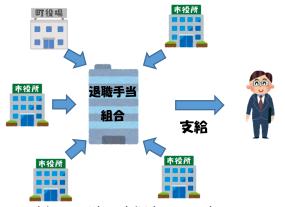
①のパターンは規模の大きい市や財政的に余裕のある市に多いという傾向があります。 逆に、規模の小さい市町村では②のパターンである退職手当組合に加入することで、事務 の集約や財政負担の平準化を図っています。

①市町村が独自の退職手当条例を制定

②各都道府県の退職手当組合に加入



例:西宮市、尼崎市、伊丹市、芦屋市



例:川西市、宝塚市、三田市

なお、給料月額に掛ける支給率は、<u>一般職</u>においては国家公務員の退職手当制度を基準に制定されることが一般的です。しかし、<u>特別職</u>においては基準が無く、条例を制定している市町村・退職手当組合によって支給率が異なります。参考までに兵庫県知事、県内の主な市長の退職手当支給率を掲げておきます。

○兵庫県内の主な知事・市長の退職手当支給率

市名	支給方法	1任期(4年)の支給率
兵庫県知事	任期ごと	30.24
神戸市長	任期ごと	29.76
姫路市長	任期ごと	25.92
<u>尼崎</u> 市長	任期ごと	19.20
明石市長	任期ごと	19.20
<u>西宮</u> 市長	任期ごと	20.64
		特例条例で 0
<u>芦屋</u> 市長	任期ごと	20.64
<u>伊丹</u> 市長	任期ごと	19.20
相生市長	任期ごと	16.24
退職手当組合加入市長	任期ごと	1 9. 2 0
(含: <u>宝塚,三田,川西市</u>)	江朔して	1 9. 2 0

^{*}下線は阪神7市

2 川西市の退職手当制度について

川西市は兵庫県市町村職員退職手当組合(以下、退職手当組合)に加入しており、職員の 退職手当は退職手当組合から支給されます。

退職手当は、職員の給料月額に支給率を掛けて支給され、その支給率についても退職手当組合において決定されています。

一般職の支給率は、国家公務員と同率として定められています。(別表参照)

特別職の支給率は、退職手当組合が専門委員会へ諮問し、下記の支給率として答申を受け、 退職手当組合の議会においても下記の支給率で議決されています。

○川西市の市長・副市長・教育長の退職手当支給率

区分	支給率 (月)	支給率 (任期)	任期
市長	0.40	19.20	4年
副市長	0. 24	11.52	4年
教育長	0.18	6.48	3年

〇一般職の退職手当支給率

1 0.5022 0.837 2 1.0044 1.674 3 1.5066 2.511 4 2.0088 3.348 5 2.511 4.185 6 3.0132 5.022 7 3.5154 5.859 8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875	
3 1.5066 2.511 4 2.0088 3.348 5 2.511 4.185 6 3.0132 5.022 7 3.5154 5.859 8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735	
4 2.0088 3.348 5 2.511 4.185 6 3.0132 5.022 7 3.5154 5.859 8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.396	
5 2.511 4.185 6 3.0132 5.022 7 3.5154 5.859 8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 26 29.3787 34.77795 29 33.3963 39.29715	
6 3.0132 5.022 7 3.5154 5.859 8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 </td <td></td>	
7 3.5154 5.859 8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29	
8 4.0176 6.696 9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.7735 26 29.3787 34.77735 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
9 4.5198 7.533 10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
10 5.022 8.37 11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
11 7.43256 11.613375 12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
12 8.16912 12.76425 13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
13 8.90568 13.915125 14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
14 9.64224 15.066 15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
15 10.3788 16.216875 16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
16 12.88143 17.890875 17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
17 14.08671 19.564875 18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
18 15.29199 21.238875 19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
19 16.49727 22.912875 20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
20 19.6695 24.586875 21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
21 21.3435 26.260875 22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
22 23.0175 27.934875 23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
23 24.6915 29.608875 24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
24 26.3655 31.282875 25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
25 28.0395 33.27075 26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
26 29.3787 34.77735 27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
27 30.7179 36.28395 28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
28 32.0571 37.79055 29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
29 33.3963 39.29715 30 34.7355 40.80375	
30 34.7355 40.80375	
0.1	
31 35.7399 42.31035	
32 36.7443 43.81695	
33 37.7487 45.32355	
34 38.7531 46.83015	
35 39.7575 47.709	
36 40.7619 47.709	
37 41.7663 47.709	
38 42.7707 47.709	
39 43.7751 47.709	
40 44.7795 47.709	
41 45.7839 47.709	
42 46.7883 47.709	
43 47.709 47.709	
44 47.709 47.709	
45 47.709 47.709	

○一般職の定年退職時の退職金の試算額

(円)

	給料月額 (最高号給)	調整額	支給額
主事級	308,500	1,302,000	16,020,226
主任級	354,700	1,626,000	18,548,382
主査級	386,100	1,950,000	20,370,444
課長補佐級	398,200	2,601,000	21,598,723
課長級	415,700	3,249,000	23,081,631
副部長級	450,900	3,573,000	25,084,988
部長級	488,500	3,900,000	27,205,846

※退職手当の試算における条件

- ・各役職の最高号給の給料月額で計算
- ・調整額は、各役職での最高額で計算
- ・支給率は35年以上勤続の定年退職者に適用する 47.709で計算

第3表 企業規模別、役名別平均年間報酬

	役名	役名	役名	役名	役名	役名	役名	役名	役名	役名	役名
	会長	副会長	社長	副社長	専務	常務	専任取締役	部長等兼任	監査等委員	監査役	専任執行役員
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
企業規模											
全規模	6,391.1	5,821.5	5,196.8	4,494.4	3,246.9	2,480.0	2,086.6	1,746.2	2,054.0	1,694.9	2,368.9
3,000人以上	9,305.8	*7,579.4	8,602.6	6,008.8	4,545.0	3,354.8	2,990.8	1,968.6	2,965.4	2,692.9	3,469.0
1,000人以上3,000人未満	5,813.1	*6,205.7	5,275.6	3,947.9	3,343.6	2,464.2	2,100.3	1,743.3	1,810.5	1,657.5	2,156.9
500人以上1,000人未満	5,636.4	*3,062.6	4,225.5	3,510.6	2,543.4	2,154.4	1,836.6	1,707.7	1,587.4	1,326.8	1,701.6

[※]表中「*」は、集計実人員が少数であることを示す。

年間報酬(給与)とは、令和4年の1年間引き続いて在任した常勤の役員に、同年中に支払われた賞与を含む年間報酬(給与)である。

阪神7市「議長・副議長・議員報酬一覧(本則)」

(R7.4.1現在)

	ı				1		1	(17.4.1	シピエノ
No.	団体名	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	人口	順位
1	川西市	701,000円	6	629,000円	6	570,000円	6	148,511人	5
2	尼崎市	797,000円	2	717,000円	2	640,000円	2	453,646人	2
3	西宮市	827,000円	1	748,000円	1	687,000円	1	481,161人	1
4	芦屋市	757,000円	3	670,000円	3	606,000円	3	91,972人	7
5	伊丹市	720,000円	4	646,000円	4	584,000円	5	194,603人	4
6	宝塚市	718,600円	5	645,600円	5	592,700円	4	220,065人	3
7	三田市	636,000円	7	549,000円	7	500,000円	7	104,191人	6
6市平	均額(川西市除き)	742,600円		662,600円		601,617円			

阪神7市「議長・副議長・議員年収一覧(本則)」

(令和7年4月1日現在)

			報酬月額				末手当				年	■収(報酬+期ま		i)	
			支給額			支給額		支給月数	犯 融加質			支給額(順位)			
		議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	义帕万奴	汉 卿加异	議長		副議長		議員	
1	川西市	701,000円	629,000円	570,000円	3,869,520円	3,472,080円	3,146,400円	4.6月	20%	12,281,520円	5	11,020,080円	5	9,986,400円	5
2	尼崎市	797,000円	717,000円	640,000円	4,044,775円	3,638,775円	3,248,000円	3.5月	45%	13,608,775円	2	12,242,775円	2	10,928,000円	2
3	西宮市	827,000円	748,000円	687,000円	4,565,040円	4,128,960円	3,792,240円	4.6月	20%	14,489,040円	1	13,104,960円	1	12,036,240円	1
4	芦屋市	757,000円	670,000円	606,000円	4,178,640円	3,698,400円	3,345,120円	4.6月	20%	13,262,640円	3	11,738,400円	3	10,617,120円	3
5	伊丹市	720,000円	646,000円	584,000円	3,654,000円	3,278,450円	2,963,800円	3.5月	45%	12,294,000円	4	11,030,450円	4	9,971,800円	6
6	宝塚市	718,600円	645,600円	592,700円	3,594,797円	3,229,614円	2,964,982円	3.45月	45%	12,217,997円	6	10,976,814円	6	10,077,382円	4
7	三田市	636,000円	549,000円	500,000円	3,510,720円	3,030,480円	2,760,000円	4.6月	20%	11,142,720円	7	9,618,480円	7	8,760,000円	7

<算定方法>

{報酬月額+(報酬月額×役職加算)}×支給月数

川西市の場合

{701,000円+(701,000円×0.2)}×4.45

役職加算 役職段階等に応じて定められた加算割合

議長・副議長・議員報酬月額の改定状況(直近3回)

		適用年月日	H27.4.1	H30.4.1	改定率	R4.4.1	改定率
	刂┃議 Ӻ	<u> </u>	728,000円	701,000円	-3.7%	701,000円	0.0%
ā 本 則 ī 額	」 副議。	長 報酬月額	653,000円	629,000円	-3.7%	629,000円	0.0%
	議員		592,000円	570,000円	-3.7%	570,000円	0.0%
		Į.	!				
		適用年月日	H1.11.1	H3.11.1	改定率	H20.4.1	改定率
; 条 例 i 本	刂│議 Ӻ	<u> </u>	790,000円	851,000円	7.7%	797,000円	-6.3%
則	」 │ 副議→	── 長 報酬月額	714,000円	769,000円	7.7%	717,000円	-6.8%
ī 額	議員		623,000円	671,000円	7.7%	640,000円	-4.6%
							!
 条		適用年月日	H4.4.1	H6.7.1	改定率	H21.8.1	改定率
例	刂┃議 ቜ	<u> </u>	827,000円	862,000円	4.2%	827,000円	-4.1%
本則額	」」副議。	── 報酬月額	744,000円	776,000円	4.3%	748,000円	-3.6%
i 額	議員		662,000円	690,000円	4.2%	687,000円	-0.4%
		<u>'</u>					
		適用年月日	H19.6.11	H27.6.11	改定率	R7.4.1	改定率
条例	刂┃議 邽	<u> </u>	698,000円	737,000円	5.6%	757,000円	2.7%
本			618,000円	653,000円	5.7%	670,000円	2.6%
_ 則 		長│報酬月額	010,000	000,0001]	0.770	3.3,333,	

701,000円

629,000円

570,000円

797,000円

717,000円

640,000円

827,000円

748,000円

687,000円

757,000円

670,000円

606,000円

議長・副議長・議員報酬月額の改定状況(直近3回)

									_
伊 丹		適月	用年月日	H6.10.1	H19.4.1	改定率	H27.4.1	改定率	<u> </u>
	条 例 本	議長		780,000円	739,000円	-5.3%	720,000円	-2.6%	%
市	本 則 額	副議長	報酬月額	699,000円	663,000円	-5.2%	646,000円	-2.6%	- %
.,,-		議員		632,000円 599,00		-5.2%	584,000円	-2.5%	%
									_
宝	適月	用年月日	H24.4.1	H27.4.1	改定率	R6.4.1	改定率	<u> </u>	
	条 例 本	議長		719,000円	711,700円	-1.0%	718,600円	1.0%	%
塚 市	本 則 額	副議長	報酬月額	646,000円	639,400円	-1.0%	645,600円	1.0%	%
.,,,	нд	議員		593,000円	587,000円	-1.0%	592,700円	1.0%	- %
									_ _
	_	適月	用年月日	H24.10.1 (据え置き)	H27.4.1	改定率	R6.4.1	改定率	<u> </u>
Ξ	条例	議長		623,000円	636,000円	2.1%	636,000円	0.0%	%
田市	本則額	副議長	報酬月額	538,000円	549,000円	2.0%	549,000円	0.0%	"
.,•	нд	議員		490,000円	500,000円	2.0%	500,000円	0.0%	%

県内29市「議長・副議長・議員報酬一覧(本則)」

(R7.4.1現在)

No.	団体名	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	(R7.4.1 人口	順位
1	川西市	701,000円	9	629,000円	9	570,000円	9	148,511人	9
2	神戸市	1,140,000円	1	1,040,000円	1	930,000円	1	1,486,033人	1
3	姫路市	823,000円	3	747,000円	3	685,000円	3	516,989人	2
4	尼崎市	797,000円	4	717,000円	4	640,000円	4	453,646人	4
5	明石市	732,000円	6	667,000円	6	602,000円	6	306,364人	5
6	西宮市	827,000円	2	748,000円	2	687,000円	2	481,161人	3
7	洲本市	505,000円	16	422,000円	17	390,000円	16	39,005人	23
8	芦屋市	757,000円	5	670,000円	5	606,000円	5	91,972人	11
9	伊丹市	720,000円	7	646,000円	7	584,000円	8	194,603人	8
10	相生市	495,000円	17	424,000円	16	386,000円	17	26,354人	28
11	豊岡市	455,000円	22	376,000円	26	360,000円	20	72,083人	13
12	加古川市	675,000円	10	612,000円	10	565,000円	10	254,103人	6
13	赤穂市	486,000円	18	415,000円	18	386,000円	17	42,913人	18
14	西脇市	465,000円	21	408,000円	19	370,000円	19	36,121人	25
15	宝塚市	718,600円	8	645,600円	8	592,700円	7	220,065人	7
16	三木市	554,000円	13	478,000円	13	423,000円	13	71,362人	14
17	高砂市	629,000円	12	575,000円	11	522,000円	11	84,101人	12
18	小野市	528,000円	14	449,000円	14	409,000円	14	45,948人	17
19	三田市	636,000円	11	549,000円	12	500,000円	12	104,191人	10
20	加西市	451,000円	23	380,000円	22	350,000円	21	40,321人	20
21	丹波篠山市	475,000円	19	385,000円	20	350,000円	21	37,522人	24
22	養父市	430,000円	29	340,000円	29	310,000円	29	20,039人	29
23	丹波市	467,000円	20	383,000円	21	346,000円	26	57,846人	16
24	南あわじ市	450,000円	24	378,000円	24	346,500円	24	41,024人	19
25	朝来市	441,000円	28	363,000円	28	324,000円	28	26,681人	27
26	淡路市	450,000円	24	378,000円	24	346,500円	24	39,878人	21
27	宍粟市	448,000円	27	370,000円	27	346,000円	26	31,455人	26
28	加東市	450,000円	24	380,000円	22	350,000円	21	39,595人	22
29	たつの市	524,000円	15	448,000円	15	404,000円	15	70,523人	15
(J	8市平均額 川西市除き)	590,307円		514,057円		468,239円			
	7市平均額 市・神戸市除き)	569,948円		494,578円		451,137円			

阪神7市の特別職報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区分				給料		* 中		議員報酬			<u> </u>
市	人口		市長	副市長	教育長	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日	議員定数
	人		円	円	円		円	円	円		
川西市	148,511	条例本則額	982,000	796,000	695,000	H30.4.1	701,000	629,000	570,000	H30.4.1	24
	140,511	(議員報酬に対する割合)	172	140	122		123	110	100		24
尼崎市	453,646	条例本則額	1,177,000	942,000	805,000	H20.4.1	797,000	717,000	640,000	H20.4.1	42
/C#4J 1 J	400,040	(議員報酬に 対する割合)	184	147	126		125	112	100		72
西宮市	481,161	条例本則額	1,206,000	974,000	827,000	H21.8.1	827,000	748,000	687,000	H21.8.1	41
	101,101	(議員報酬に 対する割合)	176	142	120		120	109	100		71
芦屋市	91,972	条例本則額	1,061,000	934,000	773,000	R7.4.1	757,000	670,000	606,000	R7.4.1	21
广连市		(議員報酬に 対する割合)	175	154	128		125	111	100		21
伊丹市	194,603	条例本則額	1,036,000	857,000	725,000	H27.4.1	720,000	646,000	584,000	H27.4.1	28
נוי נייכו	134,000	(議員報酬に 対する割合)	177	147	124		123	111	100		20
宝塚市	220,065	条例本則額	1,097,100	892,600	759,600	R6.4.1	718,600	645,600	592,700	R6.4.1	26
五冰川	220,000	(議員報酬に対する割合)	185	151	128		121	109	100		20
三田市	100 032	条例本則額	982,000	785,000	687,000	H27.4.1	636,000	549,000	500,000	H27.4.1	22
_шп	109,038	(議員報酬に対する割合)	196	157	137		127	110	100		22

阪神7市の特別職報酬等の状況 <u><</u>年収>

(令和7年4月1日現在)

区分	人口		年収(給与	-+地域手当+掉	明末手当)	適用年月日		議員報酬	適用年月日	議員定数	
市	Λu		市長	副市長	教育長	適用千月口	議長	副議長	議員	迎用千月口	
川西市	人148,511	条例本則額	18,753,058	円 15,201,053	円 13,272,276	R4.4.1	円 12,281,520	円 11,020,080	円 9,986,400	R4.4.1	0.4
		(議員報酬に対する割合)	188	152	133		123	110	100		24
尼崎市	453.646	条例本則額	20,011,943	16,016,355	13,687,013	H20.4.1	13,608,775	12,242,775	10,928,000	H20.4.1	42
7549 113	.00,010	(議員報酬に 対する割合)	183	147	125		125	112	100		72
西宮市	481,161	条例本則額	20,984,400	16,947,600	14,389,800	H21.8.1	14,290,560	12,925,440	11,871,360	H21.8.1	41
	401,101	(議員報酬に対する割合)	177	143	121		120	109	100		71
芦屋市	91,972	条例本則額	19,622,400	16,363,680	13,542,960	R7.4.1	13,262,640	11,738,400	10,617,120	R7.4.1	21
户崖川		(議員報酬に対する割合)	185	154	128		125	111	100		21
伊丹市	194,603	条例本則額	19,281,773	15,950,270	13,493,519	H27.4.1	12,294,000	11,030,450	9,971,800	H27.4.1	28
נוו דלילו	194,003	(議員報酬に対する割合)	193	160	135		123	111	100		20
宝塚市	220,065	条例本則額	18,732,983	15,241,145	12,970,170	R6.4.1	12,165,898	10,930,008	10,034,411	R6.4.1	26
五塚巾	220,000	(議員報酬に対する割合)	187	152	129		121	109	100		20
三田市	104,191	条例本則額	17,204,640	13,753,200	12,036,240	H27.4.1	11,142,720	9,618,480	8,760,000	H27.4.1	22
二田川	104,191	(議員報酬に対する割合)	196	157	137		127	110	100		22

川西市行政委員会報酬額改定状況

(令和7年4月1日)

	分			平成4年			平成16年	F		平成26年	Ę		平成29年	F		令和3年		備考
区	- <i>"</i>		報酬の額		改定率	報酬の額		改定率	報酬の額		改定率	報酬の額		改定率	報酬の額		改定率	1佣 右
教育委員会委員 月韶		月額	月額	158,900	16.8%	月額	158,900	0%	月額	158,900	0%	月額	150,200	-5.5%	月額	150,200	0%	
選挙管理委員会	委員長	月額	月額	81,800	16.9%	月額	130,000	59%	月額	130,000	0%	月額	117,900	-9.3%	月額	117,900	0%	H16.4.1 独自改定
选手官任安貞云	委員	月額	月額	58,400	16.8%	月額	58,400	0%	月額	58,400	0%	日額	13,800	-	日額	13,800	0%	H30.4.1 日額に移行
公平委員会	委員長	月額	月額	41,600	16.9%	月額	41,600	0%	月額	41,600	0%	日額	15,700	1	日額	15,700	0%	H30.4.1 日額に移行
五十安兵云	委員	月額	月額	29,500	17.1%	月額	29,500	0%	月額	29,500	0%	日額	13,800	-	日額	13,800	0%	H30.4.1 日額に移行
	会長	月額	月額	82,500	16.9%	月額	82,500	0%	月額	82,500	0%	月額	59,500	-27.9%	月額	59,500	0%	
農業委員会	副会長	月額	月額	66,000	16.8%	月額	66,000	0%	月額	66,000	0%	月額	50,100	-24.1%	月額	50,100	0%	
	委員	月額	月額	53,300	16.9%	月額	53,300	0%	月額	53,300	0%	月額	45,800	-14.1%	月額	45,800	0%	
固定資産評価	委員長	日額	日額	16,600	16.9%	日額	16,600	0%	日額	16,600	0%	日額	15,700	-5.4%	日額	15,700	0%	
審査委員会	委員	日額	日額	14,600	16.8%	日額	14,600	0%	日額	14,600	0%	日額	13,800	-5.5%	日額	13,800	0%	
	代表監査	月額	月額	247,600	16.8%	月額	247,600	0%	月額	247,600	0%	月額	247,600	0.0%	月額	247,600	0%	
監査委員	監査委員	月額	月額	247,600	16.8%	月額	247,600	0%	月額	247,600	0%	月額	234,000	-5.5%	月額	234,000	0%	
	議員選任	月額	月額	56,700	16.9%	月額	56,700	0%	月額	56,700	0%	月額	53,600	-5.5%	月額	53,600	0%	
市長等の改定率(特別職報酬等審議会による				16.9	9%		-			-1.9	9%	-3.7		7% 0%				

阪神7市「行政委員会の報酬一覧(本則)」

		教育多	長員会		選挙管理	里委員会		監査委員							
		委	員	委員	長	委」	員	代表	監査	見	識	議員	選出		
		日額•月額	金額	日額•月額	金額	日額•月額	金額	日額·月額	金額	日額•月額	金額	日額·月額	金額		
	川西市	月額	150,200	月額	117,900	<u> 月額</u>	13,800	月額	247,600	月額	234,000	月額	53,600		
	尼崎市	月額	161,000	月額	142,000	月額	71,000	月額	190,000	月額	161,000	月額	63,000		
	西宮市	月額	170,000	月額	132,000	月額	71,000	月額	258,000	月額	249,000	I	-		
版神 7市	芦屋市	月額	175,500	月額	139,900	月額	85,900	-	1	月額	212,400	月額	43,200		
	伊丹市	月額	146,700	月額	115,800	月額	63,200	-	1	月額	417,000	月額	52,000		
	宝塚市	月額	166,400	月額	119,800	<u> 月額</u>	13,700	月額	433,400	月額	132,100	月額	59,700		
	三田市	月額	65,300	月額	44,700	月額	32,700	-	-	月額	102,400	-	_		

阪神7市「行政委員会の報酬一覧(本則)」

			公平氢	 長員会		固	定資産評価	面審査委員:	会	農業委員会					
		委員	長	委	A	委員	長	委	員	会	Ę	副会長(会	長代理等)	委	員
		日額·月額	金額	日額・月額	金額	日額·月額	金額	日額•月額	金額	日額・月額	金額	日額·月額	金額	日額·月額	金額
	川西市	旦額	15,700	<u>月額</u>	13,800	日額	15,700	日額	13,800	月額	59,500	月額	50,100	月額	45,800
	尼崎市	月額	76,000	月額	64,000	日額	15,200	日額	12,900	月額	45,000	月額	43,000	月額	42,000
	西宮市	月額	60,000	月額	54,000	日額	21,200	日額	16,400	月額	65,000	月額	60,000	月額	53,000
阪神 7市	芦屋市	月額	72,400	月額	56,200	日額	19,800	日額	14,400	未設置					
	伊丹市	<u> 日額</u>	16,700	<u>日額</u>	14,100	日額	16,700	日額	14,100	月額	57,500	-	-	月額	45,500
	宝塚市	<u> 日額</u>	17,500	<u>月額</u>	13,300	日額	17,500	日額	13,300	月額	70,600	-	-	月額	43,000
	三田市	<u>年額</u>	137,000	<u>年額</u>	125,000	日額	12,000	日額	11,500	月額	51,200	-	-	月額	40,700